## 第5回検討委員会 資料7 (抜粋)

## 無害化処理認定施設の処理対象範囲について

## 1. 現行の処理対象範囲について

平成 18 年環境省告示第 98 号 (平成 21 年改正)

- 廃ポリ塩化ビフェニル等(電気機器又はOFケーブル(ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。)に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの(以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。)が廃棄物となったものに限る。)
- 二 ポリ塩化ビフェニル汚染物 (微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布 され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものに限 る。)
- 三 ポリ塩化ビフェニル処理物 (前二号に掲げる廃棄物を処分するために</u>処理したものに限る。)

## 2. 処理対象範囲について

- ① PCB濃度が 5,000mg/kg 以下のものを無害化処理認定施設における処理対象物としてはどうか。
  - ▶ なお、認定申請の書類として、実証試験の結果を添付することとなるが、個別の認定施設においては、実証試験により安全かつ確実に処理することができると確認された濃度の範囲内での処理を行うものとする。